

公立大学法人横浜市立大学学位規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 38 号
最近改正 令和 5 年 4 月 1 日 規程第 61 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「規則」という。）に基づき、横浜市立大学（以下「大学」という。）が授与する学位に関する事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第 2 条 大学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学士（学術）

学士（理学）

学士（経済学）

学士（経営学）

学士（データサイエンス）

学士（医学）

学士（看護学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

修士（学術）

修士（理学）

修士（経済学）

修士（経営学）

修士（データサイエンス）

修士（ヘルスデータサイエンス）

修士（医科学）

修士（看護学）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

博士（学術）

博士（理学）

博士（経済学）

博士（経営学）

博士（データサイエンス）

博士（ヘルスデータサイエンス）

博士（医学）

博士（看護学）

(学位授与の要件)

第 3 条 学士、修士及び博士の学位を授与する要件は、次のとおりとする。

(1) 学士 大学を卒業すること。

- (2) 修士 横浜市立大学大学院（以下「大学院」という。）の博士前期課程又は修士課程で所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、並びに学位論文（以下「論文」という。）審査及び最終試験（以下「試験」という。）に合格すること。
- (3) 博士 大学院の博士後期課程又は博士課程（以下「博士課程」という。）に在学し、在学期間が所定の年限以上あり、所定の単位を修得し、並びに論文審査及び試験に合格すること。
- 2 学長は、前項第3号以外の者で、論文審査及び試験に合格し、かつ、前項に掲げる者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に、博士の学位を授与することができる。

（学位授与の申請）

第4条 修士又は博士の学位を受けようとする者は、学長に学位の審査を申請しなければならない。

- 2 修士の学位を申請する者は、学位申請書（第1号様式）、学位論文、論文内容要旨、履歴書及び当該研究科教授会が必要と定めた書類を学長に提出しなければならない。
- 3 博士の学位を申請する者は、学位申請書（第2号様式）、学位論文、論文内容要旨、論文目録、履歴書及び当該研究科教授会が必要と定めた書類を学長に提出しなければならない。
- 4 前条第2項の規定により博士の学位を申請する者は、前項の書類の外、研究歴に関する証明書を学長に提出するとともに審査手数料を納付しなければならない。
- 5 前条第2項の規定により博士の学位を申請する者のうち、大学院の博士課程において、所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学したものが、退学後2年以内に学位を申請するときは、前項は適用しない。
- 6 第4項の学位の申請に必要な資格、論文の発表方法、その他の要件は別に定める。

（学位申請の受理）

第5条 修士又は博士の学位の申請があったときは、学長は、当該研究科教授会の議を経てこれを受理するものとする。

- 2 学長は、前項により修士又は博士の学位の申請を受理したときは、その学位に付記する専攻分野に応じて当該研究科教授会に審査を付託するものとする。

（論文及び学位審査料の返却）

第6条 受理した論文及び学位審査料は、これを返却しない。

（論文審査及び試験）

第7条 第5条により学位の審査を付託された教授会は、当該研究科の専攻分野に応じて、専攻会議に学位審査部会を設けて論文の審査及び試験を行う。

- 2 学位審査部会の部会長は専攻長とし、その他の構成員については当該研究科教授会が定める。
- 3 学位審査部会に審査委員会を設ける。
- 4 審査委員の数及び選出方法等は、当該研究科教授会において定める。
- 5 審査委員会は、論文審査のため必要があるときは、学位の申請をした者に資料を提出させることができる。

- 6 審査委員会は、論文審査の途中又は終了後に試験を行う。試験に必要があるときは、質問及び評価を行う者として他の教員を加えることができる。
- 7 原著論文の共同執筆者、親族その他関係者は、審査委員になることができない。
- 8 試験は、論文の内容を中心として行うものとする。

(学力の確認)

第8条 第3条第2項により、学位を申請した者については、論文審査及び試験に併せて学力の確認を行う。

- 2 学力の確認は、学位申請者が単位取得者と同等以上の学力を有するか否かについて、口答及び筆答により行い、外国語については2種類を課するものとする。ただし、研究科教授会が認めたときは1種類のみとすることができる。
- 3 第4条第5項の規定により、学位を申請した者については、研究科教授会の議を経て、学力の確認を免除する。

(学位授与の審査期間)

第9条 修士の論文審査及び試験は、提出者の在学期間に終了しなければならない。

- 2 博士の論文審査、試験及び学力の確認は、論文を受理した日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(学位授与の判定)

第10条 審査委員会は、論文審査、試験及び学力の確認が終了したときは、論文内容及び審査結果の要旨、試験及び学力の確認の結果の要旨並びに学位授与に値するか否かの意見書を学位審査部会に提出し、報告しなければならない。

- 2 学位審査部会は、前項の報告に基づいて学位授与の合否の判定案を作成し、研究科長に報告する。
- 3 前項の判定を行うには、学位審査部会員（海外出張及び休職中の者を除く。）の3分の2以上が出席した部会において、無記名投票により出席委員の3分の2以上の同意があることを要する。
- 4 研究科長は、第2項の判定案を研究科教授会に付議し、その結果を判定書にまとめて学長に提出する。
- 5 前項の判定書には学位を授与すべきと判定された者については、論文内容及び審査結果の要旨並びに学力の確認の結果の要旨を添付する。

(学位の授与)

第11条 学長は、大学を卒業した者に学士の学位を、前条の判定に基づいて修士又は博士の学位を授与する。

- 2 学長は、学位を授与すべきでないと判定された者にその旨を通知する。
- 3 学長は、博士の学位を授与したときは、規則第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告する。

(論文の公表及び保管)

第12条 博士の学位を授与したときは、大学は、授与した日から3ヶ月以内に論文内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

- 2 博士の学位の授与を受けた者は、授与された日から1年以内にその博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に、すでに公表したときは、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科教授会の承認を得て、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを作成することができる。この場合において、研究科教授会は当該博士論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。
- 4 前2項に規定する博士の学位の授与を受けた者が行う公表は、インターネットの利用によって行うものとする。
- 5 論文は、1部を学術情報センターに保管するものとする。

(学位の名称)

第13条 大学から学位を授与された者が、学位の名称を用いる場合は、次の例によりに大学名を付記するものとする。

横浜市立大学学士（専攻分野の名称）

横浜市立大学修士（専攻分野の名称）

横浜市立大学博士（専攻分野の名称）

(学位授与の取消)

第14条 学位を授与された者が、第7条第7項の規定に反した審査委員により学位の審査を受け、審査委員その他学位の審査に影響を及ぼす可能性がある者と金品の授受を行い、またはその他不正の方法により学位を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会の議を経て、学位を取消し、学位記を還付させこれを公表するものとする。

- 2 教授会において前項の議決には、教授会構成員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の同意があることを要する。

(細則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学士、修士又は博士の学位に必要な事項は、各教授会が細則等で定めることができる。

(その他)

第16条 学士の学位記は第3号様式、修士の学位記は第4号様式、博士の学位記は第5号様式又は第6号様式のとおりとする。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、商学部、国際文化学部、理学部、経済学研究科、経営学研究科、国際文化研究科、総合理学研究科に在学し、引き続き在学する者に係る学位の授与については、横浜市立大学学位規程（昭和49年3月横浜市立大学規程第1号）を適用する。

附 則

この規程は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第12条各項の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用する。

3 平成25年3月31日以前に博士の学位を授与された者の論文の公表の方法については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第13号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第34号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規程第61号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。